

施 工 条 件 の 明 示

市川市 管財部 設計監理課

工 事 名 市川市観賞植物園屋根防水等改修工事

工 事 箇 所 市川市大町 2 1 3 番 1 1

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 工期は令和 9 年 2 月 1 2 日までとする。当該工事は、施設職員が居ながらの施工であること考慮した工程管理を実施しなくてはならない。 2. 作業時間帯は原則、日曜、祝日を除く 8:00～17:00 とする。やむを得ず、工程上必要が生じる場合は発注者及び動植物園課と協議の上、調整を行うこと。 3. 騒音・振動の懸念がある作業、資機材搬入出作業は、事前に発注者及び動植物園課と協議し、日時等を調整すること。 4. 請負者は、着工の前に、発注者及び動植物園課、自然環境課との十分な打合せを行い、施工計画及び工程計画を立案すること。 5. 断水・停電を伴う作業は、着手前に発注者及び動植物園課と十分に協議し、着手すること。
施 工 上 の 課 題	1. 屋上防水の、仕上げ施工段階(超速硬化ウレタン塗膜防水他)においては、材料の機能(役割)を踏まえてその性能が適切に発揮されるように、施工中及び施工後の不具合防止に資する正しい作業手順と作業上のルールを遵守すること。また、以下に留意すること。 ◇規定の塗厚を計画的に確保するため、日々、定量的に管理・確認する方法を工夫すること。但し、塗膜に損傷を与える恐れのある方法は不可とする。 ◇平場部の施工において、縦引きドレン周囲の良好な納まりやダレの防止等、品質を確保するための適切な措置を講じること。 ◇下地の平坦性が確保され、反り、目違い、浮き、欠け、突起、脆弱部分等のないことを確認すること。また、接着の妨げとなる塵埃、油脂類、錆等の除去を入念に行うこと。 ◇スプレー塗布による塗膜防水の不具合を防止するため、均一な下地処理や吹付けシステム(圧送機本体の整備から、ホース、スプレーガンの手入れまで)の管理等を適切に行うこと。特に、細部や支障物周り等、施工性の劣る部位における品質の確保に留意すること。 ◇スプレー塗布による塗膜防水の施工にあたり、材料の飛散に対する養生を徹底すること。 ◇施工部位の端部および接続部の適正な処理を実施すること。 2. 当該工事は、施設利用者、職員等(以下、第三者という)が居ながらの施工であるため、第三者への影響(安全面及び住環境等)を最小限に抑制する対策として、少なくとも以下を実施すること。 ◇第三者に対する、環境保全対策(騒音、振動、粉塵、高圧洗浄水の飛散、塗料の飛散、及び臭気対策等)については、はつり、除去、塗装、

	防水はもちろん、全ての作業に対し、適正に実施すること。なお、その作業日時等は、事前に発注者と協議、調整すること。 ◇粉塵、飛散水及び塗料による第三者への影響対策については、飛散と室内への入り込み及び残存等を防止する措置を、作業前と作業中（養生及び施工方法等）、及び作業後（清掃、後片付け等）の各段階において徹底すること。 3. 現地作業開始後、原則として1週間ごとに、監督職員及び動植物園課、自然環境課と作業計画（工事内容の実施計画）について協議・調整しながら工事を進めること。
安全対策関係	1. 本工事で使用する範囲とそれ以外とは明確に区分し、作業帯内部へ第三者が立ち入ることができないように安全管理を徹底すること。また立ち入り禁止箇所の明示、誘導標式の設置、交通誘導員の配置等（特に資機材搬入時等）を徹底すること。 2. 作業エリア付近を職員等が通行する場合は、一時作業を中止し安全に配慮すること。 3. 資機材の搬入出時には、交通誘導員を配置し、第三者の安全を確保すること。 4. 足場及び脚立等の高所作業については、被災者が重症を負うだけでなく、死亡事故に繋がることを認識し、労働安全衛生規則等に従い、適切な安全対策を講じたうえで作業を実施するよう、墜落、転落事故防止対策を徹底すること。また、安全教育、新規入場者教育を徹底すること。 5. 外部足場設置の際は、階段の出入り口には防護柵と落下防止シートを設置すること。
建設副産物関係	1. 建設廃棄物は、運搬距離を10kmとし中間処分とする。
仮設備関係	1. 工事に伴う水道、電気は仮設を利用し使用すること。 2. 工事用車両の駐車については敷地内の指定場所とする。 3. 資材の搬出入車両が進入する場合は、事前に動植物園課と協議すること。 4. 工事期間中は、観賞植物園敷地内にある地下石油タンク貯蔵所を使用できるようにすること。
その他	1. 工事従事者は、作業にふさわしい服装とし、必ず腕章、ヘルメット等を着用すること。 2. 労働基準法・道路交通法等の関係法令を遵守すること。 3. 工事により施設または施設所有物に損傷を与えた場合は、工事請負者の責において原状回復を行うこと。 4. 工事期間中は監督職員・動植物園課・観賞植物園職員と連絡を密にすること。 5. 現場内の清掃、整理整頓を行い、ごみ等を出さないこと。 6. トイレについては施設職員と協議のうえ、観賞植物園のトイレを利用すること。

※ 明示されていない施工条件及び明示事項が不明確な施工条件等については、発注者側と協議の上、決定するものとする。